

花とみどりの名所づくりに係る支援対象について

1 対象の考え方

	国	市町	三重県民	事業者	ボランティア団体 事業者団体	三重県民 以外の個人
原案	×	×	○	○	○	×
案1	○	○	○	○	○	○
案2	×	○	○	○	○	×

※ 必ずしも「○」に対して支援しなければいけないわけでもなければ（明らかに三重県に
関係のない者に対して支援する必要はない）、「×」に対して支援してはいけないわけでも
ない。

2 条文例

原案

6 花とみどりの名所づくりの推進

- (1) 県は、花とみどりの名所づくりに努めるものとする。
- (2) 県は、花とみどりの名所づくりを行い、又は行おうとする県民、事業者
及びこれらの者で構成される民間の団体に対して、必要な支援を行うよう
努めるものとする。

案1

6 花とみどりの名所づくりの推進

- (1) 〔略〕
- (2) 県は、花とみどりの名所づくりを行い、又は行おうとする県以外の者に
対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

案2

6 花とみどりの名所づくりの推進

- (1) 〔略〕
- (2) 県は、花とみどりの名所づくりを行い、又は行おうとする市町、県民、
事業者及びこれらの者で構成される民間の団体に対して、必要な支援を行
うよう努めるものとする。